

令和8年3月1日から



【林野火災注意報・林野火災警報】の運用開始！



林野火災の予防上、危険な気象状況にある場合に発令し、指定された森林区域において火の使用が制限されます！

- ★ 山林・原野では、火入れ(焼き畑など)または喫煙をしない
- ★ 煙火(玩具用花火を含む)を消費しない
- ★ 屋外では、火遊びまたは焚火(キャンプファイヤーなどを含む)をしない
- ★ 屋外では、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしない
- ★ 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰または火粉の始末を徹底する

※ 林野火災注意報では努力義務、林野火災警報では強制義務です。強制義務の違反者には罰則が適用されます！



「火の使用の制限区域」

本消防本部管轄内の森林区域です！
(民有林・国有林)

「発令の期間」

3月から8月迄です！
(積雪のある時期は除いています)

「林野火災注意報」とは？【(1)、(2)のいずれかに該当】

雨が降らず乾燥している状況、または予想される場合に発令します！

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下で、前30日間の合計降水量が30mm以下のとき
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下で、乾燥注意報が発表されたとき

「林野火災警報」とは？

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合に発令します！

【背景】

令和7年2月に、岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生しました。このことを教訓として、警戒体制を強化するために、「鶴岡市火災予防条例」で新たに規定します。

【問い合わせ】

鶴岡市消防本部予防課 TEL 22-8332

